

別記様式第35号（規格A4）（第4条関係）

医療法人決算届

令和8年5月26日

群馬県知事 山本一太 殿

主たる事務所の所在地 群馬県高崎市栄町3番11号  
高崎バナーズビル2階

|   |   |            |
|---|---|------------|
| 名 | 称 | 医療法人社団 若葉会 |
| 理 | 事 | 長 増子 博英    |

医療法第52条第1項及び医療法施行規則第33条の2の12第1項の規定により、医療法人の決算を次のとおり届け出ます。

添付書類

- 1 事業報告書
- 2 財産目録
- 3 貸借対照表
- 4 損益計算書
- 5 監事の監査報告書
- 6 関係事業者との取引の状況に関する報告書

注 1) 医療法第51条第2項の法人にあつては医療法第52条第1項第3号の書類及び医療法施行規則第33条第1項第3号の書類を、社会医療法人にあつては同項第1号の書類を、社会医療法人債発行法人にあつては同項第2号の書類を併せて提出すること。

2) この届出書には副本1部を添えること。



様式 1

事業報告書  
(自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人社団 若葉会
- ① ☐ 財団 ☒ 社団 ( ☒ 出資持分なし ☐ 出資持分あり )
- ② ☐ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人
- ☒ その他
- ③ ☒ 基金制度採用 ☐ 基金制度不採用

(2) 事務所の所在地 群馬県高崎市栄町3番11号 高崎パナソビル2階

(3) 設立認可年月日 平成28年3月25日

(4) 設立登記年月日 平成28年4月8日

(5) 役員及び評議員

|       | 氏 名    | 備 考         |
|-------|--------|-------------|
| 理 事 長 | 増子 博英  | ますこ歯科医院 管理者 |
| 理 事   | 増子 佐織  |             |
| 同     | 増子 英雄  |             |
| 同     | 名雪 みや子 |             |
|       |        |             |
| 監 事   | 古川 武士  |             |

注) 1. 社会医療法人及び特定医療法人以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

2. 理事(理事長を含む)の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設(医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の管理者であることを記載すること。(医療法第47条第1項参照)

3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第49条の4参照)

2 事業の概要

- (1) 本来業務(開設する病院、診療所又は介護老人保健施設(医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の業務)

| 種 類 | 施設の名称   | 医療機関コード    | 開 設 場 所                   | 許可病床数                                            |
|-----|---------|------------|---------------------------|--------------------------------------------------|
| 診療所 | ますこ歯科医院 | 1031030446 | 群馬県高崎市栄町3-11<br>高崎パナソビル2階 | 一般病床 0 床<br>療養病床 0 床<br>[医療保険 0 床]<br>[介護保険 0 床] |

注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に括弧書き(例:【〇〇市(町、村)から指定管理者として指定を受けて管理】)で記載すること。

2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を1書で記載すること。
3. 介護老人保健施設の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。
4. 該当がない項目欄は削除すること。

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

| 種類又は事業名 | 実施場所 | 備考 |
|---------|------|----|
|         |      |    |
|         |      |    |

注）附帯業務を実施している場合は、業務の種類（例：訪問看護ステーション〇〇、〇〇在宅介護支援センター等）及び実施場所を記載すること。

また、地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に括弧書き（例：【〇〇市（町、村）から委託を受けて管理】）で記載すること。該当がない項目欄は削除すること。

(3) 収益業務（社会医療法人が行うことができる業務）

| 種類 | 実施場所 | 備考 |
|----|------|----|
|    |      |    |
|    |      |    |

注）実施している場合は、業務の種類（例：駐車場業、料理品小売業等）及び実施場所を記載すること。

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

- |           |                     |
|-----------|---------------------|
| 令和7年5月15日 | 令和6年度決算の決定          |
| 令和8年3月31日 | 令和8年度の事業計画及び収支予算の決定 |
| 〃         | 令和8年度の借入金額の最高限度額の決定 |
| 〃         | 理事及び監事任期満了による改選の件   |

(5) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

(6) その他

様式 2

法人名 医療法人社団 若葉会

※医療法人整理番号 0 0 9 2 0

所在地 群馬県高崎市栄町3番11号 高崎パナースビル2階

財 産 目 録

(令和8年3月31日現在)

|            |           |
|------------|-----------|
| 1. 資 産 額   | 61,106 千円 |
| 2. 負 債 額   | 26,025 千円 |
| 3. 純 資 産 額 | 35,081 千円 |

(内 訳)

(単位：千円)

| 区 分               | 金 額    |
|-------------------|--------|
| A 流 動 資 産         | 23,821 |
| B 固 定 資 産         | 37,285 |
| C 資 産 合 計 (A + B) | 61,106 |
| D 負 債 合 計         | 26,025 |
| E 純 資 産 (C - D)   | 35,081 |

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

法人名 医療法人社団 若葉会

※医療法人整理番号 0 0 9 2 0

所在地 群馬県高崎市栄町3番11号 高崎バナーズビル2階

貸 借 対 照 表  
(令和8年3月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部       |        | 負 債 の 部      |          |
|---------------|--------|--------------|----------|
| 科 目           | 金 額    | 科 目          | 金 額      |
| I 流 動 資 産     | 23,821 | I 流 動 負 債    | 11,543   |
| II 固 定 資 産    | 37,285 | II 固 定 負 債   | 14,482   |
| 1 有 形 固 定 資 産 | 33,586 | (うち医療機関債)    | 0        |
| 2 無 形 固 定 資 産 | 2,361  | 負 債 合 計      | 26,025   |
| 3 その他の資産      | 1,338  | 純 資 産 の 部    |          |
| (うち保有医療機関債)   | 0      | 科 目          | 金 額      |
|               |        | I 基 金        | 0        |
|               |        | II 積 立 金     | 35,081   |
|               |        | (うち代替基金)     | (16,000) |
|               |        | III 評価・換算差額等 | 0        |
|               |        | 純 資 産 合 計    | 35,081   |
| 資 産 合 計       | 61,106 | 負債・純資産合計     | 61,106   |

(注) 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

法人名 医療法人社団 若葉会

※医療法人整理番号 00920

所在地 群馬県高崎市栄町3番11号 高崎パナースビル2階

損 益 計 算 書  
(自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日)

(単位：千円)

| 科 目        | 金 額     |
|------------|---------|
| I 事業損益     |         |
| A 本来業務事業損益 |         |
| 1 事業収益     | 108,027 |
| 2 事業費用     | 108,683 |
| 本来業務事業損失   | △ 656   |
| B 附帯業務事業損益 |         |
| 1 事業収益     | 0       |
| 2 事業費用     | 0       |
| 附帯業務事業利益   | 0       |
| 事業損失       | △ 656   |
| II 事業外収益   | 3,614   |
| III 事業外費用  | 200     |
| 経常利益       | 2,758   |
| IV 特別利益    | 0       |
| V 特別損失     | 0       |
| 税引前当期純利益   | 2,758   |
| 法人税等       | 279     |
| 当期純利益      | 2,479   |

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。  
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式5

法人名 医療法人社団 若葉会  
所在地 群馬県高崎市栄町3番11号 高崎パナースビル2階

|           |   |   |   |   |  |
|-----------|---|---|---|---|--|
| ※医療法人整理番号 |   |   |   |   |  |
| 0         | 0 | 9 | 2 | 0 |  |

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

| 種類   | 名称 | 所在地 | 総資産額<br>(千円) | 事業の内容 | 関係事業者<br>との関係 | 取引の内容 | 取引金額<br>(千円) | 科目 | 期末残高<br>(千円) |
|------|----|-----|--------------|-------|---------------|-------|--------------|----|--------------|
| 該当なし |    |     |              |       |               |       |              |    |              |

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

| 種類   | 氏名 | 職業 | 関係事業者<br>との関係 | 取引の内容 | 取引金額<br>(千円) | 科目 | 期末残高<br>(千円) |
|------|----|----|---------------|-------|--------------|----|--------------|
| 該当なし |    |    |               |       |              |    |              |

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人社団若葉会

理事長 増子 博英 殿

私は、医療法人社団若葉会の令和7会計年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注2）の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和8年5月15日



（注1）監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

（注2）関係事業者との取引がある医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の内容に関する報告書」とし、社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」とする。